

赤字削減・解消計画について

1 基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要
 - 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状
- ⇒ 国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、国通知に沿って、赤字削減・解消を計画的に進めるべきこととしている。

(1) 削減・解消すべき赤字

- 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額
- 前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額

(2) 赤字削減・解消計画を策定する市町村

前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村

(3) 赤字削減・解消計画の公表

国等において給付と負担の見える化が強く求められており、**保険者努力支援制度の評価指標に位置づけられたことを踏まえ、県において赤字削減・解消計画を公表する。**

2 決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況

区分／年度			平成30年度決算		令和元年度決算		
			金額(千円)	保険者数	金額(千円)	保険者数	
一般会計繰入金(法定外繰入)計			15,386,716	48	14,757,901	46	
うち 決算 補 填 等 目 的	決算補填 目的	保険料収納不足等	0	0	0	0	
		高額療養費貸付金	0	0	0	0	
	保険者の 政策	保険料負担緩和	5,606,338	28	5,198,877	28	
		地方単独の保険料軽減	61,736	2	60,988	2	
		任意給付に充てるため	1,422	1	1,303	1	
	過年度の 赤字	累積赤字補填	0	0	0	0	
		公債費等、借入金利息	0	0	0	0	
	計			5,669,496	28	5,261,168	28

※ 「決算補填等目的」は、一つの保険者で複数の該当項目があるため、「保険者数」の計と内訳項目は一致しない。

3 赤字削減・解消計画の策定状況

県計画	対象 市町 村数	左の内訳			
		市町村計画の期間 (6ヵ年分)	市町 村数	赤字額計	備考
2018年度 (平成30)	31	2018～2023年度 (平成30～令和5)	31	2016(平成28)年度 11,378,053千円	2017(平成29)年度新規策定(+31)
2019年度 (令和元)	32	2018～2023年度 (平成30～令和5)	31	2016(平成28)年度 11,378,053千円	2017(平成29)年度計画継続(±0)
		2019～2024年度 (令和元～令和6)	1	2017(平成29)年度 390,808千円	2018(平成30)年度新規策定(+1)
2020年度 (令和2)	29	2018～2023年度 (平成30～令和5)	26	2016(平成28)年度 9,709,785千円	2017(平成29)年度計画継続(-5)
		2019～2024年度 (令和元～令和6)	1	2017(平成29)年度 390,808千円	2018(平成30)年度計画継続(±0)
		2020～2025年度 (令和2～令和7)	2	2018(平成30)年度 130,000千円	2019(令和元)年度新規策定(+2)

※ 国は赤字削減・解消計画の対象期間を基本的に6年としているため、計画期間を6年として整理しているが、各市町村の計画において、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではない。

【参考】

国は、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論を進めることが重要として、都道府県国保運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付けることとしている。

〔国民健康保険法改正(令和6年4月1日施行)〕